

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

以下の事実を読んで、理由を付して〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えよ。なお、各設問は、独立したものとする。

【事実】

- 1 Aは、平成 23 年 9 月 15 日、友人 B を被告として、250 万円の支払を求める訴えを提起した。A の訴状には、「A は、B に対して、平成 17 年 8 月 1 日に 300 万円を弁済期平成 18 年 7 月 31 日の約定で貸し付けた。B から、平成 18 年 6 月 30 日に 50 万円の弁済を受けたので、残額 250 万円の支払を求める。」と記載されていた。
- 2 平成 23 年 10 月 11 日の第 1 回口頭弁論期日において、A は、訴状を陳述し、B は、請求棄却を求め、その理由として、「A が訴状に記載した事実（上記 1 の括弧内の事実）は認める。しかし、私は、弁済期である平成 18 年 7 月 31 日、250 万円を A 方に持参して支払った。また、弁済が認められないとしても、私は、A に対し、平成 18 年 6 月 1 日に自分が所有していた木製仏像甲、乙 2 点をそれぞれ代金 150 万円、100 万円合計 250 万円で売り、同月 30 日に甲、乙を A に引き渡したから、同代金債権をもって貸金債務と相殺する。」と主張した。
- 3 A は、平成 23 年 11 月 11 日の第 2 回口頭弁論期日において、「①第 1 回口頭弁論において、B から平成 18 年 6 月 30 日に 50 万円の弁済を受けた、との陳述は誤りであった。同日受け取った 50 万円は、別口の貸金に対する弁済であった。②また、B の主張する木製仏像甲、乙の売買契約の締結も、その引渡しを受けたこともない。」と主張した。

〔設問 1〕 裁判所は、第 2 回口頭弁論期日における A の①主張をどのように取り扱うべきか。考え方が分かれる場合は、判例の立場に立って検討せよ。

〔設問 2〕 裁判所は、証拠調べの結果、B が A に対し、平成 18 年 6 月 1 日に B 所有の木製仏像甲のみを代金 150 万円で売り、同月 30 日に甲を A に引き渡した、との心証を得た。

- (1) このとき、B の 250 万円の弁済の主張について判断することなく、相殺についての判断をすることができるか。
- (2) 「B は、平成 18 年 6 月 30 日に 50 万円を弁済したものの、同人主張の 250 万円の弁済をしていないことが認められた。」との前提に立ったうえで、上記心証に基づいて判決主文を示し、どの部分にどのような既判力が生ずるかを示せ。

以 上